

# 大館市農業委員会総会議事録

令和7年5月13日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和7年5月13日（火）午前9時00分 開会			
	場 所	中央公民館			
2. 出席委員の氏名（19名）					
2番	渡邊 久雄	11番	小畑 美恵子	19番	小畑 純市
3番	岩澤 トシ子	12番	嶋田 久美子		
5番	伊藤 昇	13番	藤原 信雄		
6番	菅原 一成	14番	渡邊 久留美		
7番	小林 大樹	15番	浅利 瑞穂		
8番	安部 幸美	16番	阿部 重信		
9番	斎藤 重春	18番	藤盛 久登		
3. 欠席委員の氏名（ 4名）					
1番	高坂 千悦	10番	石山 元一		
4番	富樫 俊昌	17番	畠山 繁司		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名		局長	渡辺 孝義		
		次長	加賀 至		
		係長	工藤 学		
6. 議事録署名委員		11番	小畑 美恵子	12番	嶋田 久美子
7. 書記		工藤 学			

報 告 ・ 議 案

業務報告	4月総会～5月総会
報告第10号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第11号	賃貸借の合意解約通知について
議案第22号	貸借権設定の許可申請について（農地法第3条）
議案第23号	所有権移転の許可申請について（農地法第3条）
議案第24号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

## 係長

それでは定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

開会に先立ちまして、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

## 会長

— 挨拶 —

## 係長

会長ありがとうございました。

続きまして、議案の審議に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いします。

## 議長

それでは、暫時の間議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要となります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

異議ないようですので、指名いたします。

議席番号7番 小林 委員、議席番号10番 石山 委員をお願いいたします。

## 議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第9号まで一括して事務局から説明をお願いいたします。

## 局長

1 ページ目をお開きください。

本会主催以外の会議等ですが、3月21日秋田県農業会議第108回常設審議委員会が秋田市で会長出席、同会議第43回理事会秋田市で開催、会長出席。26日令和6年度JAあきた北臨時総代会、大館市で開催、職務代理の出席となっております。3月27日ここですみません資料の訂正をお願いします。JAあきた北となっておりますが、あきた北を取りまして、JA青年の主張全国大会最優秀賞表彰祝賀会、大館市で会長が出席。4月1日大館市功労者表彰式、大館市で会長が出席。11日大館市再生協議会、すみませんここも資料の訂正をお願いします。大館市 農業 再生協議会第1回通常総会となって、大館市で会長出席となっております。

では2 ページ目をお願いいたします。

報告第6号 事務局職員の任命について。

大館市農業委員会事務局設置等に関する規程第5条の規定により、農業委員会事務局職員を次のとおり発令したので報告する。

3 ページお願いいたします。転出者は杉沢次長。転入者として加賀次長となっております。

下段の総合支所兼事務局職員については、各各支所の併任発令となっておりますので、後でお目通し願います。

では4 ページお願いいたします。

報告第7号 農用地利用集積等促進計画の認可について

大館市長から農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

内訳は、5 ページ6 ページ7 ページとなっておりますが、こちらは令和6年1月総会において可決された内容と同様であります。あとでお目通し願います。

続きまして8 ページ。

報告第8号 賃貸借の合意解約通知について

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので

報告する。

9ページお願いいたします。総括表です。売買から耕作不便まで、件数合計37件。田の232,353㎡、畑の1,684㎡です。

10ページからの内訳ですが、売買するため10ページのNo.204～次ページのNo.207まで。貸すため11ページNo.208～20ページNo.233まで。借人が経営規模を縮小するための6件が21ページNo.234～22ページNo.239まで。耕作不便のため23ページNo.240となっております。

続きまして報告第9号です。24ページお願いいたします。

報告第9号 贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について報告いたします。

内訳は25ページとなります。

これに関しては、個人情報が多く含まれておりますので読み上げは行いません。

報告は以上となります。

## 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

## 議長

ないようですので、議事に移ります。

## 議長

初めに、議案第19号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

## 局長

26ページをお願いいたします。

議案第19号 貸借権設定の許可申請について

農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

27ページお願いいたします。

総括表です。経営拡張19件、3条貸借6件、合計25件。田の107筆161,811.02㎡、畑の2筆667㎡であります。

内訳は、28ページNo.27から37ページのNo.51となっておりますが、ここで一つ訂正をお願いいたします。34ページNo.43、借人の欄が津嶋茂雄さんになっておられるかと思うんですが、ここを津嶋義和さん義理の義に和ですね。に訂正お願いいたします。

また、別添の農地法第3条調査書のうちの賃借権設定の方です。

農地法第3条第2項第1号から第6号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

#### 議長

議案第19号 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 4番（富樫委員）

34ページの番号43番、前田由美子さん外2名とあります。1筆ですが名字が前田さん佐々木さん津嶋さんとなっておりますが、あくまでも3名が所有という形ですか。

#### 事務局（工藤係長）

はいそうです。

#### 4番（富樫委員）

わかりました。

#### 議長

ほかにありませんか。

### 15番（浅利委員）

27ページの内訳で、3条の貸借権なんですよね。経営拡張と3条貸借に分かれています、違いを教えてください。

### 事務局（工藤係長）

今まで利用権を設定していたと思うんですが、4月1日から利用権が廃止されたことにより、今後は中間管理機構を利用する、3条の貸借借を利用する、この二つになりました。それに伴い、まだ期限が残っている方でも、解約をして、3条の貸借借にしますよという方が何名かおられます。これがその3条貸借借へという方でございます。期限が切れてから3条貸借借へやる場合は、経営拡張という形になるんですが、期間が切れる前に3条に移行するという事で3条貸借借へという形で書かせていただいております。

### 15番（浅利委員）

なるほど。

あえて分ける理由は？

### 事務局（工藤係長）

まだ期限が来ていないにもかかわらず、契約を変えたということで、わかりやすくこのような形に書かせていただいております。

### 15番（浅利委員）

はい、わかりました。

### 議長

ほかにございませんか。

ないようですので、議案第19号 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案とおり決することとします。

## 議長

次に、議案第20号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

## 局長

38ページをお願いいたします。

議案第20号 所有権移転の許可申請について

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

39ページをお願いいたします。

新規就農から経営拡張までで16件。田の48筆、畑の12筆、合計で64,748㎡であります。

内訳についてですが、40ページのNo.31から45ページのNo.46までとなっております。

別添の調査票議案第20号と書いてあるもの、農地法3条の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項第1号から第6号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

ご審議よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案第20号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議案の審議に参加できない案件については、個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

## 議長

はじめに議案第20号 No.31～No.40、No.42～No.46について審議します。何かご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので議案第20号 No.31～No.40、No.42～No.46について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、『No.4 1』を審議します。

恐れ入りますが、議席番号19番 小畑 委員は退席願います。

(19番 小畑 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、『No.4 1』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり決することとします。

議席番号19番 小畑 委員は入室をお願いいたします。

(19番 小畑 委員 入室し着席)

議長

次に、議案第21号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

46ページお願いいたします。

議案第21号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について農用地利用集積等促進計画(案)について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり意見を求める。

47ページお願いいたします。令和7年度農用地利用集積等促進計画第1

号新規であります。契約期間10年が62件、田の面積が598,338㎡、畑の面積が8,540㎡であります。

続きまして48ページお願いいたします。同計画の権利移転であります。契約期間が1年で田の3,669㎡であります。

49ページお願いいたします。こちらも同計画の所有権移転であります。件数は1件で、田の面積3,060㎡であります。

内訳についてですが、50ページから55ページまでとなっております。また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

ご審議よろしくお願いいたします。

## 議長

議案第21号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第21号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、議案のとおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

## 議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

## 局長

56ページをお願いいたします。

当面の行事予定であります。

4月22日県北地区農業委員会会長会通常総会、能代市。

4月25日秋田県農業会議 第109回常設審議委員会、秋田市。

5月2日現地調査の予定で、市内一円となっております。ここにすみません一つ追記をお願いいたします。総会の日程が抜けておりました。5月13日火曜日。時間は9時から。場所は中央公民館を予定しております。

#### 事務局（工藤係長）

ここで私からご説明いたします。この日13日とこの週は全部この会場で会計監査が行われますので、全部使う予定になっておりますので、別の会場という事で予約したところ、中央公民館視聴覚ホールしか空いて無かったので、そこを予約させていただいたところであります。

時間も、農作業が始まる関係上9時とさせていただきたいと思います。

#### 15番（浅利委員）

5月2日ほかの用事入ってしまして、代わってほしいんですけど。

#### 事務局（工藤係長）

では17番の方になりますので、繁司さん大丈夫でしょうか。

#### 17番（畠山委員）

はい。

#### 議長

では、畠山さんよろしく申し上げます。

ほかに事務局この日程等で何かありましたら。

#### 議長

ほかにみなさんから何かありませんか。

#### 14番（渡邊委員）

ちょっと前に、北秋田の農業委員の方と一緒にいるときがあって、北秋田の農業委員会ではこの資料（総会資料を示す）を終わったら回収しているそうなんです。それで事務局の方で処理している。いろんな情報のってるからトラブルになったことがあったそうで、持ち帰りはもうしていないと聞いた

ので。以前、農業委員会でもこれのことで他の委員の方が質問した時があって、そっちで処分してもらえないかと聞いた時があったと思ったんです。私たちがこれを持って帰っても、ゴミに出せばダメというし、焼却もできないし。

## 局長

総会資料に関しましては、その取り扱い上守秘義務があります。

情報漏洩を防止する観点から総会後に資料を回収するというご提案は、事務局といたしましても検討する必要があると考えますので、来月の総会に事務局案を提示させていただきたいと思います。

## 議長

では来月検討するという事で、よろしくお願いします。

ほかに皆さんから何かありますか。

総会の方はこれで締めてよろしいでしょうか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただき感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

## 係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、本日の大館市農業委員会総会を終了いたします。

皆さんお疲れさまでした。

午前9時40分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年5月13日

議 長

---

議事録署名委員 1 1 番

---

議事録署名委員 1 2 番

---

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第30号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市比内町扇田字中山川原・・・	
申請者	住所	氏名
	譲渡(貸)人	青森県むつ市海老川町・・・ 〇〇 〇〇
	住所	氏名
	譲受(借)人	大館市比内町扇田字上扇田・・・ △△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第29号	所有権移転 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市岩瀬字大石渡・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所
		氏名
		大館市岩瀬字大石渡・・・
		〇〇 〇〇
譲受(借)人	住所	氏名
		大館市岩瀬字大石渡・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第16号	所有権移転 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ その他の収益権設定		
土地の所在	大館市長坂字塚の岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市長坂字屋敷・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市長坂字屋敷・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第12号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市比内町独鈷字上台・・・	
申請者	住所	氏名
	譲渡(貸)人	大館市比内町独鈷字沢村・・・ 〇〇 〇〇
	住所	氏名
	譲受(借)人	大館市比内町独鈷字日詰村上・・・ △△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第11号	所有権移転 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市餅田字石渕袋山根・・・	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市餅田一丁目・・・
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市川口字長里・・・

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和    年    月    日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和    年    月    日                      時    分 ~                      時    分	

受付番号 <b>第6号</b>	所有権移転 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市早口字中仕田前田・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市早口字中仕田・・・
		〇〇 〇〇
申請者	譲受(借)人	住 所
		氏 名
		大館市早口字上屋敷・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第703号	所有権移転 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市杉沢字桂沢・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		住所
		氏 名
	譲受(借)人	住 所
		氏 名

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第704号	所有権移転 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市大披字家ノ前・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市大子内字羽立・・・
		〇〇 〇〇
申請者	譲受(借)人	住 所
		氏 名
		大館市大子内字羽立・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第700号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市出川字上屋布袋・・・	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市字観音堂・・・
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市出川字上屋布袋・・・
	氏 名	氏 名
	〇〇 〇〇	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第699号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市出川字上屋布袋・・・	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市出川字上屋布袋・・・
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市出川字上屋布袋・・・
	住 所	氏 名
	大館市出川字上屋布袋・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第8号	所有権移転 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ その他の収益権設定		
土地の所在	大館市十二所字折橋・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市片山町三丁目11番・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字水上・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第7号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市十二所字一ノ地・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市十二所字一ノ地・・・
		氏名 〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市十二所字水上・・・
		氏名 △△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第43号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市十二所字頭無下・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市十二所字水上・・・
		氏名 〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市十二所字水上・・・
		氏名 △△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第44号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市十二所字下折橋・・・	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市十二所字水上・・・
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市十二所字水上・・・

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	①	①
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第57号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬 . . .		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋下羽立 . . .	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋前田 . . .	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどが ありましたらご記入 ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第55号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市比内町扇田字山崎・・・	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市比内町大葛字長部・・・

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第54号	所有権移転 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ その他の収益権設定		
土地の所在	大館市早口字長谷地岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字大谷地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字羽立岱・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	Ⓜ	Ⓜ
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第48号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市比内町八木橋字約束沢・・・	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	秋田市寺内字三千刈・・・
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市比内町八木橋字杉ノ岱・・・

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第19号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市山田字茂屋下羽立・・・
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市山田字茂屋上羽立・・・

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	Ⓜ	Ⓜ
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第28号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市比内町中野字上前田・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所
		大館市比内町片貝字伊勢堂東・・・
		氏名
		〇〇 〇〇
申請者	譲受(借)人	住所
		大館市比内町中野字中野・・・
		氏名
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第4号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市比内町笹館字小新田・・・	
申請者	住所	氏名
	譲渡(貸)人	大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・
	住所	氏名
	譲受(借)人	大館市比内町笹館字小新田・・・

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	Ⓜ	Ⓜ
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第690号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市山田字館沢・・・	
申請者	住所	氏名
	譲渡(貸)人	大館市東台四丁目・・・
	住所	氏名
	譲受(借)人	大館市字館下・・・

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第707号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市白沢字白沢・・・	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市東台六丁目・・・
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市白沢字白沢・・・

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者〔譲受(借)人〕に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

# 農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	

受付番号 第708号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市白沢字白沢・・・	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市白沢字白沢・・・ 〇〇 〇〇
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市白沢字白沢・・・ △△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。			
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--